

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正)

協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成五年大蔵省令第十号)の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号(記載上の注意を除く。)中「五」を削る。

別紙様式第二号中「五」を削り、同様式記載上の注意1.(1)中「第25条第3項第1号」を「第25条第2項第5号」に改める。

別紙様式第三号、別紙様式第四号及び別紙様式第五号(記載上の注意を除く。)中「五」を削る。

別紙様式第六号中「五」を削り、同様式記載上の注意1.(1)中「第25条第3項第1号」を「第25条第2項第5号」に改める。

別紙様式第七号及び別紙様式第八号中「五」を削る。